

令和8年第1回

十和田地域広域事務組合議会

定例会会議録

令和 8 年第 1 回定例会議録目次

令和 8 年 2 月 2 6 日（木曜日）

○ 議事日程第 1 号	3
○ 本日の会議に付した事件	3
○ 出席議員	4
○ 欠席議員	4
○ 説明のため出席した者	4
○ 職務のため出席した事務局職員	5
○ 開 会	6
○ 日程第 1 会議録署名議員の指名	6
○ 日程第 2 会期の決定	6
○ 日程第 3 一般質問	6
○ 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について～日程第 1 8 議案第 1 1 号 十和田地域広域事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する 条例及び十和田地域広域事務組合特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 8
○ 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について	2 1
○ 日程第 5 報告第 2 号 専決処分の報告について	2 2
○ 日程第 6 報告第 3 号 専決処分の報告について	2 2
○ 日程第 7 報告第 4 号 専決処分の報告について	2 2
○ 日程第 8 議案第 1 号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改 正する条例の制定について	2 3
○ 日程第 9 議案第 2 号 令和 7 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別 会計補正予算（第 2 号）	2 3
○ 日程第 1 0 議案第 3 号 令和 8 年度十和田地域広域事務組合一般会計予 算	2 4
○ 日程第 1 1 議案第 4 号 令和 8 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計 予算	2 4
○ 日程第 1 2 議案第 5 号 令和 8 年度十和田地域広域事務組合学校給食特 別会計予算	2 4
○ 日程第 1 3 議案第 6 号 令和 8 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会 計予算	2 5
○ 日程第 1 4 議案第 7 号 令和 8 年度十和田地域広域事務組合衛生特別会 計予算	2 6
○ 日程第 1 5 議案第 8 号 令和 8 年度十和田地域広域事務組合火葬特別会 計予算	2 6
○ 日程第 1 6 議案第 9 号 令和 8 年度十和田地域広域事務組合十和田市消 防団事務受託事業特別会計予算	2 7
○ 日程第 1 7 議案第 1 0 号 令和 8 年度十和田地域広域事務組合消防通信	

指令事務協議会特別会計予算	27
○ 日程第18 議案第11号 十和田地域広域事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び十和田地域広域事務組合特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	28
○ 閉 会	28

令和 8 年第 1 回十和田地域広域事務組合議会定例会議決結果表

開会 令和 8 年 2 月 2 6 日

閉会 令和 8 年 2 月 2 6 日

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
報告第 1 号 専決第 2 号	専決処分の報告について 消防訓練中の事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について	令和 8 年 2 月 26 日	報告済
報告第 2 号 専決第 3 号	専決処分の報告について 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	〃	承認
報告 3 号 専決第 4 号	専決処分の報告について 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について	〃	〃
報告第 4 号 専決第 5 号	専決処分の報告について 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第 1 号	十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	〃	原案可決
議案第 2 号	令和 7 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃
議案第 3 号	令和 8 年度十和田地域広域事務組合一般会計予算	〃	〃
議案第 4 号	令和 8 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算	〃	〃
議案第 5 号	令和 8 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算	〃	〃
議案第 6 号	令和 8 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算	〃	〃
議案第 7 号	令和 8 年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計予算	〃	〃
議案第 8 号	令和 8 年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算	〃	〃
議案第 9 号	令和 8 年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第10号	令和8年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算	令和8年 2月26日	原案可決
議案第11号	十和田地域広域事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び十和田地域広域事務組合特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃

議事日程第1号

令和8年2月26日(木)午後3時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 一般質問
- 第4 報告第1号 専決処分の報告について
専決第2号 消防訓練中の事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 第5 報告第2号 専決処分の報告について
専決第3号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第6 報告第3号 専決処分の報告について
専決第4号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第7 報告第4号 専決処分の報告について
専決第5号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第1号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第2号 令和7年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算(第2号)
- 第10 議案第3号 令和8年度十和田地域広域事務組合一般会計予算
- 第11 議案第4号 令和8年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算
- 第12 議案第5号 令和8年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算
- 第13 議案第6号 令和8年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算
- 第14 議案第7号 令和8年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計予算
- 第15 議案第8号 令和8年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算
- 第16 議案第9号 令和8年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算
- 第17 議案第10号 令和8年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算
- 第18 議案第11号 十和田地域広域事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び十和田地域広域事務組合特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	太田	正幸
2番	笹渕	峰尚
3番	高坂	茂
4番	川村	重光
5番	澤上	訓
6番	木村	忠一
7番	氣田	量子
8番	江渡	信貴
9番	山本	実
10番	苔米地	繁雄
11番	三浦	專治郎
12番	才神	幸男
13番	工藤	正廣
14番	戸来	伝
15番	小川	洋平

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	櫻田	百合子
副管理者	佐藤	陽大
副管理者	若宮	佳一
副管理者	佐藤	和友
副管理者	田村	和久
事務局長	須田山	昭仁
次長	佐々木	晴彦
消防長	川村	博秀
次長	滝澤	文隆
警防課長	瀧内	潤
予防課長	三浦	一徳
通信指令課長	工藤	博之
十和田消防署長	山田	隆行
六戸消防署長	金崎	浩也
十和田湖消防署長	山端	輝彦
会計管理者	佐々木	若子

監 査 委 員	森 田 幸 夫
監査委員事務局長	高 見 亜希子
教 育 長	丸 井 英 子
教 育 部 長	浦 田 陽 子
教育総務課長	乗 田 育 人
学校給食センター所長	山 田 渉

職務のため出席した事務局職員

次 長 補 佐	角 浜	篤
次 長 補 佐	盛 田	均
次 長 補 佐	平 野 隆	志
施 設 係 長	舘 林 伸	吉
主 査	沢 口 正	興
主 事	横 道 恒	紀

開 会

午後 3 時 0 0 分 開会

- 議長（小川洋平） 出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。ただいまから令和 8 年 2 月 4 日告示招集されました令和 8 年第 1 回十和田地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めてまいります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（小川洋平） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、9 番山本実議員、1 0 番苫米地繁雄議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

- 議長（小川洋平） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
- お諮りします。今定例会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。
- よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 一般質問

- 議長（小川洋平） 日程第 3、一般質問を行います。
- 質問は 1 名でありました。
- それでは、発言を許可します。
- 戸来伝議員。
- 1 4 番（戸来 伝） 私たち広域事務組合は、十和田市 5 万 8, 0 2 8 人、六戸町 1 万 7 1 4 人、おいらせ町 2 万 5, 1 4 8 人、五戸町 1 万 5, 6 5 3 人、新郷村 2, 1 2 9 人、合わせて 1 1 万 1, 6 7 2 人の暮らしを守るために連携し、お金を出し合って運営をしております。5 市町村の寄り合いですから、なかなか難しいところがあります。この組合の管理者は、十和田市長です。櫻田管理者が就任をして 1 年となりました。管理者が替わるのを待っていたかのように、不祥事が相次いで明らかになりました。今どんなお気持ちでしょうか。
- 私たち議員は、それぞれの自治体から選ばれ、組合の運営ぶりをチェックしており、予算審査と決算審査は 2 大重要課題です。今回の予算案は、一般会計が 8, 1 2 4 万円、

消防会計が19億4,251万円、給食会計が6億9,270万円、清掃会計が14億9,470万円、衛生会計が1億9,871万円、火葬会計が6,678万円、消防団1億1,260万円、消防通信が8,216万円、合わせて46億7,140万円です。本来なら、各予算ごとに何時間もかけて審議すべきですが、そういう仕組みではありませんので、ここで質問をさせていただきます。

まず、ごみについてです。生活をするにも物を消費します。そのほとんどは、いずれごみになります。ごみをいかに処理するかは、11万人共通の課題だし、責任です。その仕組みを考えるのが組合の仕事です。生まれたごみをどう回収し、どう処分するか。私たちはよかれと思うシステムを考え、昨日も今日も回収をし、リサイクルをし、リユースし、減量し、最終的に廃棄物として処分をしています。十和田最終処分場が切田にあります。1984年から始まり、2017年に満杯になりました。34年間のごみを埋めました。最終処分場の計画は、それほど長い期間の生活に関わる大事な事業です。

最終処分場を考えるには、現状のごみ処理がスタートです。2月19日、私たち組合議会は、ごみ焼却施設にバイオマス機能を備えるよう櫻田管理者に要望しました。255億円とも言われる新工場計画の見直しを求めるものです。

そこで、新年度予算についてお聞きします。十和田最終処分場について並びに新工場計画の見直しについて、長期計画ともなれば単年度では終わりません。ごみ全般のことが分かるように説明をしてください。

2つ目は、六戸にある旧衛生センターです。供用開始から30年以上経過し、4年前に相坂に下水処理センターを造りました。これによって、六戸の施設は不要になりました。この施設をどうするのか、1年前のこの議会で取り上げましたが、櫻田管理者は着任早々でしたので、ビジョンは持っていなかったと記憶します。でも、この1年間勉強して、勉強して、勉強してきたのですから、今はしっかりした考えを持っていることでしょう。旧衛生センターの今後について、櫻田管理者の考えを聞かせてください。

3つ目は、職員の職務放棄についてです。私は、2月議会に続いて11月の議会でも、いわゆる職員の不祥事について取り上げました。このとき櫻田管理者は、管理職員を刷新した、チェック機能を強化した、情報共有を徹底させた、組織全体での意識改革を図った、再発防止の研修を実施した、こう答弁をしていると記憶していますが、本来職員はルールに沿って仕事をするものです。配置転換があっても、ルールや手順があるから滞りなく仕事が進むものです。ところが、我が組合では不祥事が相次いで発生しております。これは、職員本人の能力不足でしょうか、それとも心構えの問題でしょうか。どちらにしても、職員としては不向きです。では、職員の人事評価はどうなりましたか。最低評価にしましたか。分限免職という制度がありますが、適用を検討しましたか。

2022年に4,000万円近いお金を五戸町長の個人口座に振り込んだ事件は、その後の調査で何が分かりましたか。この事件が新聞に載ったとき、市民から市長や町長の個人口座を担当者は知っているのかと言われ、私は答えることができませんでした。管理者は櫻田さんに替わり、事務局長も須田山さんに替わりました。では、不祥事の根底にあるものは変わりましたか。もしかして組織に根づく病気なのでしょうか。不祥事を起こせば処分されますが、名前は発表されません。それが公務員のルールだそうですが、市民は納得するのでしょうか。上司は管理不十分で減給処分され、新聞やテレビの前

で頭を下げます。

そこでお聞きします。職務を放棄していた職員はいませんか。懲戒処分の実態はどうですか。

質問は以上3点です。分かりやすくお答えいただきます。

○議長（小川洋平） 櫻田管理者。

○管理者（櫻田百合子） 戸来議員のご質問にお答えいたします。

私からは、旧六戸衛生センターの今後についてのご質問にお答えいたします。旧六戸衛生センターは、議員ご承知のとおり、旧十和田地区環境整備事務組合が昭和62年度から整備を進め、平成元年12月に竣工して以来、令和3年3月に廃止するまでの約32年間にわたり、十和田市、五戸町及び新郷村の区域から排出されるし尿等を処理し、広域住民の生活環境や公衆衛生を保持する生活の根幹を担う大変重要な施設として稼働してまいりました。その後、当該施設は十和田地区環境整備事務組合の解散に伴い、令和3年4月1日から当組合が承継しております。

そして、当該施設につきましては、前回の一般質問においてご答弁申し上げましたとおり、これまで施設の利用に関心を示した事業者が2社ございましたが、進展には至らず、有効な活用方法等が見いだせない状況にあります。

私も先日施設内、また周辺を確認してまいりましたが、特に2階の執務室や会議室につきましては、使用方法によっては十分利用可能ではないかと考えておりますことから、今後も引き続き施設の利活用について、十和田地区環境整備事務組合を構成していた市町村に対し、働きかけを継続するとともに、解体を行うことも一つの選択肢として、市町村との協議を進めてまいりたいと考えております。

其他のご質問につきましては、事務局長が答弁をいたします。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） 十和田最終処分場についてのご質問にお答えいたします。

令和7年第2回定例会の答弁と重複いたしますが、十和田最終処分場は昭和59年5月の供用開始から焼却灰などの埋立てを行い、令和2年8月を最後に一般廃棄物の埋立ては終了いたしました。

現在廃止に向けた事務等の手続を進めており、今年度実施した地下水の水質検査を含む廃止基準適合調査により、水質は廃止基準を満たしていることを確認しております。

廃止に向けた今後のスケジュールは、令和8年度は測量や覆土に必要な土を搬入し、覆土を開始し、令和9年度に覆土を完了させ、県へ埋立て処分終了の届出を提出いたします。その後、2年間にわたり水質検査等の廃止基準調査を行い、問題がなければ令和11年度に廃止となります。

なお、覆土に使用する土については、青森県上北県土整備事務所と協議を行い、今年度から工事によって発生した建設発生土の受入れを開始しております。

また、令和8年度の公共工事で発生する建設発生土のみでは数量が不足するおそれがあるため、過去の工事で発生し、十和田最終処分場の近隣で保管されている建設発生土も搬入することを想定しており、土の購入費用はかかりませんが、土を積み込んで運搬する費用として2,684万円、覆土作業用の重機借り上げに要する費用として248

万2,000円を令和8年度清掃特別会計当初予算案に計上しているところです。

次に、新たなごみ処理施設についてのご質問にお答えいたします。令和7年2月20日の議員全員協議会において、新しいごみ処理施設を仮に現施設と同じ焼却方式と処理能力日量120トンで建設した場合の単純計算として、概算費用は約255億円と試算されるということを説明いたしましたが、現在構成市町村が策定中のごみ処理基本計画において、当組合の区域内から排出されるごみの量は縮小され、日量100トンを下回る見込みとなっており、事業費と処理施設の規模は圧縮されることが想定されております。現在のところ、処理方式や必要な処理能力は決定しているものではなく、今後決定していくこととなります。

また、去る2月19日には、組合議会から新たなごみ処理施設の整備に関し、1つ、構成市町村の費用負担が最小限に抑えられるよう、将来の人口やごみ排出量の予測を的確に行い、適正な規模の施設を整備すること。2つ、処理方式の検討に当たり、構成市町村の費用負担及び環境への配慮の観点から、焼却処理方式以外の処理方式も検討することの2点の要望を受けておりますことから、令和8年度に新ごみ処理施設整備基本構想を策定する中で様々な観点から検証を行い、当組合の特性に合致した処理方式や規模を総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、職員の職務放棄や懲戒処分の実態についてのご質問にお答えいたします。職務放棄とは、正当な理由なく職務を完全に放棄し、職場を離れたり、業務遂行を拒否したりする行為のことを指し、一方類似する規律違反である職務怠慢は職務を怠ること、業務を適切に遂行しないこと、不誠実な態度で取り組むことなどを指しますが、これまでの度重なる不適切な事務処理は、いずれも職務怠慢に当たるものとして、その都度非違行為の種類に応じて懲戒等審査委員会を開催し、該当する職員に対して懲戒処分の量定を決定しており、公正かつ適正な懲戒処分を行っております。こうした意味において、職務怠慢はあったものの、いわゆる無断欠勤や業務の命令に従わないなどといった職務放棄をしている職員はおりません。

次に、懲戒処分の実態についてですが、度重なった不適切な事務処理として、昨年度は所得税の納付遅延及び電気料の支払い遅延の事案により、それぞれ担当職員が戒告処分、そして職員の給料等支払い額の誤りに対する長期間の修正事務の遅延の事案により担当職員が減給の6か月、直属の上司が減給1か月の懲戒処分、今年度は昨年度末に行った給与の差額支給における源泉徴収漏れと遺族年金の手続遅延を合わせた事案により担当職員の戒告処分を行っております。また、これらの事案における管理監督者及び関係職員については、懲戒処分ではございませんが、訓告処分を行っております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 過去に全国のごみ排出量などは、1998年当初は5,360万トンもあったのに、22年度は25%減になっているのです。22年度のあたりは、1,769か所から1,016か所ぐらまで減っているのです、ごみ焼却の施設があるところが、全国で。その中において、私らは1年前に255億円という施設の設備費を櫻田管理者から示されましたが、今日、やっぱりさっき局長が答弁したようなことを加味したら、私はもっと減るのではないかと。減るのではないかとというよりも、その方向が

必ずしも正しい施設の建設ではないだろうと思うのですが、その辺はどうでしょう、管理者。

○議長（小川洋平） 櫻田管理者。

○管理者（櫻田百合子） 私からお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、ごみは少しずつ減ってきておりますし、目標といたしましても各市町村から出していただくごみの排出量というの、目標設定としてはやはりできるだけ抑えて、そしてその分処理施設の規模を圧縮してというふうに進めたいというふうにももちろん考えております。ただ、どのような形にというのは、今のところまだ処理方式も含めて、処理能力というものも決定しているところではございませんので、これから今後決定していくことになってまいります。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 先ほど局長は、1日100トン未満と言いました。では、255億円のとときは何万トンを予想した金額なのでしょう。

○議長（小川洋平） 局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

現ごみ処理施設の能力が日量120トン、こちらのほうでの概算金額となります。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 255億円のとときは何トンか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） 繰り返しご答弁させていただきます。

日当たり120トンで、処理方式は焼却方式で積算した場合が255億円となります。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） そうすると、1年前は255億円が120トン、今1年たって100トン未満と、こういうことなのですか。

○議長（小川洋平） 局長。

○事務局長（須田山昭仁） 議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 人口の減少に伴って、1年間で100トンに減るのであれば、来年はまた減るのだ。そうすると、これを10年後に建設するときは、大体想定される1日当たりのトン数はどれくらいになるのですか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

120トンから100トンまで減っているのは、向こう10年を推測してのごみ減量になります。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 向こう10年を想定して20トン減るという意味合いですか。聞かれなければ、そういうふうな答弁にならないでしょう。では、おかしいでしょう、あなたの答弁は。私は、示された255億円のとかが20トン減ると仮定しているのです。どっちが正しいの。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

255億円の算出根拠として、処理能力は日当たり120トンです。今100トンを下回ることが見込まれるというのは、10年後を想定して100トンを下回ると、そういうことになります。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） そうすれば、最初に局長答弁のときに、10年後はやっぱり100トン未満だということを明らかにしなければ駄目なのです。今年1年で20トン減ったのかなと思った。そうなれば、10年でもっと減るとすれば、燃焼のやらなくて、我々が提案したバイオマスでのことも十分想定されるでしょう。その辺はどうですか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和8年度の当初予算、清掃特別会計に計上しておりますごみ処理基本計画とごみ処理整備基本構想の中で、処理方式も全部含めて、どの処理能力が十和田地域広域事務組合に合致したものであるかを検討することとしております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 100トン未満だとなれば、この前私たちが見てきて、この前議長と副議長が管理者にお願いをしたバイオマス資源化センターみとよのことを例に挙げれば、ここは43トンなのです。大体半分ぐらいなのです。それでも、バイオマスで処理しているということを考えれば、議会で、広域事務組合でお願いしたのは、的を射た要望書になると思うのですが、今回3,000万円の予算載っているのですが、そういうふうな検討もありですか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

全ての処理方式、日本国内で使用されているごみ処理方式を全て検証する予定としております。バイオマスも含めてです。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 3,000万円の当初予算にある、それは局長が言う全部のものに関して対応してくれるというのであれば、それは信じます。信じますし、要望書として出したのを、もう一度もっと真剣に考えて、3,000万円の現行のコンサルタントで費やしていただければいいと思います。それは、今答弁はいいです。

次は、六戸町の清掃に関わることなのですが、度々声にして言う、五戸町の、町長個人口座に振り込まれたというのですが、そのときの構成市町村にはどういうふうな形で

幾ら支払われていたかというのをここで報告できますか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和3年3月31日に十和田地区環境整備事務組合が解散したことにより、令和4年2月に基金等の清算金を各構成市町村に支払っております。その清算金の額は、十和田市9,998万9,959円、三沢市185万8,049円、六戸町542万2,931円、おいらせ町1,045万5,127円、五戸町3,973万9,268円、新郷村560万6,445円の計1億6,307万1,779円となっております。

なお、旧六戸衛生センターの財産処分は、建物内の使用用途に応じまして、議会及び会議室、事務室等の共用部分は6市町村で等分し、それ以外のプラント等の部分を十和田市、五戸町、新郷村で解散時の負担割合にて算出して支払いをしております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 高額なところもあれば、何百万円台の部分もあるのだけれども、これは例のように個人口座に振り込んだのですか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

各構成市町村の会計管理者口座に振り込みしております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 間違いないでしょうね。では、なぜ五戸町だけが間違ったのですか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

当時支払い伝票を作成する際に、財務会計システムを使用し、同システムに登録されていた情報を選択したようですが、この支払い作業前から財務会計システムには債権者として五戸町長の個人の口座が登録されていたものと伺っております。支払い手続に際し、改めて口座情報を聞き取りしたわけではないとのことでした。聞き取りの結果。

なお、財務会計システムの債権者情報は、一定期間ごとに加除修正されますので、既に削除されており、なぜ当時五戸町長の個人口座が財務会計システムに登録されていたかは、すみませんが、判明に至ることはできませんでした。

その他の市町村には、しっかりと支払い伝票を作成し、同日に適切に振り込みをしております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） この前の全協の場で報告事項の中をそのまま読んでもらったの答弁なのですが、この財務会計システムというのは、これはそこに働いている職員がやっぱり、何と言うのかな、どう聞いたらいいのか。例えば各市町村長、役所の口座と個人の口座と、2つこの財務会計システムにあるのかな。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

会計システムに債権者として登録される際には、申請とか原因があった場合に、支払いとか歳入、収入する際にも、口座から引き落としする際には、審査をもって、その口座を会計システムに登録します。皆様、議員さんの報酬等もそうやって口座振込させていただいているので、見ず知らずの方を聞き取りして、勝手に登録するようなことはできないシステムになっています。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 局長の答弁は、ちょっと理解に苦しむのですが、当時の局長ではないために、我々にこういう報告書を提出したと思うのですが、財務会計システムというのは、これはシステムだから機械だと思うのですが、それに入力したりなんかするのは、職員なのでしょう。違うの。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

担当職員が登録します。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） そうすると、やっぱりその担当職員が間違っただと思うのです。こういうふうな弁明をしたというのを私らに報告したのですが、私はそう思っています。それは私の間違いですか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

支払い作業しているときには、もう既にその口座は登録されており、そちらを誤って選択したということでございます。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） これは、次の3番目のほうでまた質問するのだけれども、2番目の清掃事務組合のほうは、今聞いたら三沢も百八十何万円とかもらっているのだけれども、今現在は三沢市は三沢であるために、責務と言えはおかしいけれども、当初の考え方からしたら、解体工事をしたときは、三沢も負担する割合はあるのでしょうか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

施設、建物の部分区分によりますけれども、執務室と会議室、こちらを解体する際には、6市町村で負担するということになっています。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 6市町村で負担するというのは、三沢も入っているということだよ。そうなったときの割合とかというのは、どういうふうな割合になりますか。特に例えば壊すのに何億円もかかると思うのですが、環境省か、どこの自治体かちょっと分からないけれども、補助とか、そういうふうなものもあるでしょう。構成市町村が負担す

るべき金もあると思うのですが、その辺詳しく分かりますか。積算したことないから分からないか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和4年当初なのですがけれども、概算で金額を、解体費出しています。そのときの金額が約8億円になります。解体です。解体事業費です。令和4年度に概算積算したときには、約8億円の解体で行えるということになっております。ただし、解体に際しまして、補助事業等があるかは、どういう対象があるのかは、ちょっと調べておりませんので。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 例えば今話出ました8億円、その根拠すら、広域議会の我々は分からないのだけれども、そうしたらそのために何年か後に解体するとか、再生するとか、そういうふうな考えは今現在ないわけでしょう。私は、前日も質問しました。あそこに、六戸のあの解体の補助をもらったり、あるいは新しい事業、いわゆる広域事務組合のごみ処理、バイオでもそういうふうなのをやったら、補助率がもっと高くなるのではないかなと思うのですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

詳細までは確認しておりませんが、一般廃棄物の建設の際に整備する際に、国のほうで用意しております国の財政支援策の中に循環型社会形成推進交付金がありますけれども、こちらの申請ガイドによりますと、対象となる解体事業は整備する施設と関連、連続性があり、施設数が同じ数かそれ以下、あとは旧ごみ処理施設の跡地を利用して新たなごみ処理施設を整備する際の解体事業費が補助対象となるというふうになっておりますので、旧六戸衛生センターに新しいごみ処理施設となると、解体事業費は恐らくは補助対象外になるだろうと思います。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） やっぱり解体するにも補助金とかというのを利用する方向で、あそこに行くことによって、新たな補助金も対応できると思うのですが、そういうのも全部いろんな立場の中で考えて、そういうふうな扱いをしたほうがいいと思うのです。

というのは、私は須田山局長を高く評価しているところは、今までの管理者と言えはおかしいけれども、今までの管理者も事務局も、切田の最終処分場なんかも予算化できないでいたのです。今の須田山局長は、それを予算化して、今年から県の残土をあそこへ埋めていくという金額まで提示したのです。もう少し早くそこへ行っていれば、去年奥入瀬川の河川から排出した残土なんかも、3,000万円ないし5,000万円かけてそこへ持っていかないで、直接切田へ持っていけばもっと早く埋まると思うのですが、そういうふうな行動は随分示されて、私は高く評価しているのですが、特段の気を抜かないで、あるいはやっぱり完璧に埋まってこそ完成なのです。そして、残土を盛った段階でどういうふう処理するかは今後の課題なのですが、やっぱりこの地域の周辺の人

たちがあそこを売買したり、利用できるようなフラットな最終処分地になればいいなど思って、その辺は終わります。

次の3番目のその人のことを私いろいろ挙げました。この前もあなた方から懲戒等の委員会の資料までもらいましたが、先ほど報告したのも分かります。でも、私はこの懲戒の委員会開かない案件も多々あると思うのですが、その辺はどうでしょうか。局長ばかりでない、当時いた人たちからも本当は聞きたいのだけれども、そういうわけにもいかないと思うし、局長、うその偽りのないところを教えてください。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

細かな事務処理ミスといいますか、単純なワープロの入力ミスとか、そういうのは見受けられて、度々書類を戻したりなんかしておりますけれども、懲戒等審査委員会を開催するまでに至るような事案というのは、今年度に入ってからは見受けられませんし、様々係長級以上の打合せを月1回しておりますが、その際にも前年度、前々年度、そちらのほうの事務処理に関しては、そういうのは見受けられないものと伺っております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） そこで担当する局長が見受けられないと言えば、私はそれを信じるほかありませんけれども、しかし私の耳に入るにはもっとありますよ、懲戒処分以外にも。職員の人たち分かりませんか。どういうふうなことをしているか。消防の職員でも身に…、ある人いるでしょう。いないですか。

やっぱり私は、さっきの一般質問の中にもああいう言葉をあえて出したのです。そういうふうなことになっている人がいるかということで。分限免職というのは、私さっき壇上でも言いました。それに十分値する人ではないですか。

○議長（小川洋平） 副管理者。

○副管理者（田村和久） はい。

○14番（戸来 伝） 大丈夫か、おまえ。答弁して。

○副管理者（田村和久） お答えいたします。

今ご質問の分限処分についてですが、地方公務員が処分という部分においては、いわゆる罰という意味合いを持つ懲戒処分、それから本人の能力とか病気とか、そういったものに対する処分としては分限処分というふうな2種類が大きく分かれてあるのですが、今ご質問の分限処分に関しては、主に能力、それから健康状態、そういったものを主に判断するという内容になっております。したがって、職員たるだけの能力がないというふうな判断をするということは、相当いろいろ職場環境を変えたり、組織の体制を見直したり、様々なことをすべからずやる分をやった上でもって、能力がそこに満たしていないと、そういった判断をした場合に、初めて一番重い分限免職ということは、理論上は可能でございます。

今回というか、これまでの不適切な事務処理、度重なってはいますけれども、これらについて、この状態ですぐさま分限免職ということは、基本的にはないということでございます。ですので、まずはその職場の環境であったりとか、チェック体制とか、様々打てる手を打った上で、なおかつそこに改善が見られないと、相当ハードルが高くなる

わけですが、そういった中で判断をしていくということになります。したがって、現状の中では分限免職というようなものということは、当然考えていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 副管理者が言ったようなことは、ネットで引き出せば書いてあるとおりなので、多分。私は、あえて分限免職というような言葉を出したが、それは調べれば分かる話なのだけれども、そういうのに値しないと言えば、我々はそれを信じるのですが、そうしたら職務放棄というのはどういうふうなものに値しますか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどご答弁申し上げたとおり、職務放棄とは正当な理由がなく職務を完全に放棄し、職場を離れたり、業務遂行を拒否したりする行為のことを指すということになっております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 東奥日報の中で、大分前のことだけれども、警察官の懲戒処分10年で最多という記事の中に、職務放棄というのがあるのです。それでやった。私は、その子供は職務放棄ではないのかなと思うのです。さっき副管理者もかばうような話したり、事務局長が何も言わない、要は、この前私によこした令和7年10月28日の消防職員の死亡に伴う遺族年金の対応を4か月、4か月遅らせて、ようやく支給したとあるわけです。これは、まさに職務放棄ではないの。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

消防職員のお亡くなりになった、遺族年金の事務手続について失念していたということで、4か月処理をせずに自分の机にあったというのは、まず事実でございますが、こちらに関しましても事務ミスであって、職務放棄ではなく、職務怠慢の部類に該当するものと思います。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 局長、そういうのは職務放棄なのだ。だって、机の上にあったと言ったか、机の中にあったと言ったか、どっちだっけ。私は、やっぱりそういう書類が来たにもかかわらず、4か月も机の中だったか、上に置いたのだから、放置しておいて、その家族からそういう話があって初めて動いて、申請して4か月して下りたとあなたこの前答弁したよね。8か月もかかっている。そういうふうな子供がそういうことをしているのは、職務放棄以外の何物でもないのだ。私は、だからあえてさっき言った言葉で、やっぱり罰するべきだと思っている。これは私だけですか。管理者も含め、副管理者も含め、事務局長、そういう相談したことありますか。

○議長（小川洋平） 副管理者。

○副管理者（田村和久） お答えいたします。

まず、職務放棄と、先ほど答弁いたしました職務怠慢という用語があるのですが、非常に竹を割ったようにどちらということではないのですが、まず職務放棄となると、上司が命令しても、全くそれを拒否する、それを何度も繰り返す、それから無断で席をずっと離れて、本当にもう仕事をしないと、そういったものがいわゆる職務放棄と言われるものであって、職務怠慢のほうは、いわゆる不誠実な対応であったり、本来やるべきものがやれていないと。これは、放棄というよりも、失念していたというふうな部分においては、職務怠慢という分野というふうに私どもは捉えておりまして、今回の事案につきましては、そういった意味から職務怠慢という、職務放棄ではなく職務怠慢というふうなことに判断をしているというところでございます。

例えばご指摘がありました書類を4か月間放置していたというふうな部分については、議員もお話しされたように、指摘されて、それから処理をしたという話で、そこは失念をしていたという、非常にあってはならないのですが、事実としてはそういう判断をしております。これを指摘したにもかかわらず、またやらないと、その処理をしないと、こうなるといよいよ職務放棄というふうなところにはなってくると思うのですが、要は指摘されるまでは失念していて、指摘されて、4か月はたちましたが、速やかにそこを処理したという部分においては、職務怠慢であったというふうな判断だというふうに御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 職務怠慢ということで、さっき私が言った分限免職、もうこの子供は分限免職で私は妥当だと思うのです。そうすると、やっぱり懲戒免職だと罰とか、そういうのでもいいのだけれども、やっぱり今の分限免職で、ちゃんと公務員としての資格をなくするようなことをしないと、また様々出るので。あなたたちは、何もないと私に答弁した。管理者は覚えているか知らないか分からないけれども、私今一例挙げますよ。何もないと言っているから。臨時職員で1年間休んでいる人がいるでしょう、お産のために。まず、そこから聞きます。いるかいなか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

会計年度職員で、出産と育児のために休暇を取っている職員はいます。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） そのお産した人の友達から、私のところへ連絡が来ているのです。職員で仕事をしていないのは、それは何に値しますか。仕事をしていないというのは、そのお産した人が広域事務組合に自分がもらえるものを主張したにもかかわらず、しばらく投げられてもらえないでいる、そういう事例があるでしょう。それは、そのお産した人の友達が私のところへ来ているのです。それで、あなたたちは何もないと言えますか。それこそ職務怠慢なのだ。だから、私が言う分限免職に値するということなのだ。そういう事実はありますか、ありませんか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

今現在育児で休業している職員の手当というのは、組合から出ている、または共済組合から出ている手当ではなくて、ハローワーク、職業安定所、こちらのほうから給付される手当です。3か月に1回その手当が国から支給されるようなのですが、その際に当組合の職員であって、間違いなく育児で休業していますという証明書をハローワークに、給付する際には提出しなければならないと。その証明書が3か月に1回の締切日から2日程度遅れて証明書を発行して提出したという事例だと推測しますけれども、若干遅れはありましたが、間違いなく育児休業で休暇を取得している職員の口座には振り込みされたということは伺っております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 2日遅れだって支給されたと言っているけれども、私はそうではないと思います。その辺、赤裸々に説明をして、そういう不祥事が起こらないようにするのがあなたたちの務めでしょう。あなたたち、全部その人をかばっているようにしか聞こえない。ちょっと議長の隣の上司、あなたはどう思いますか。そういうふうな事実ありましたか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、そういう事実は事案としてはありました。支給は幸いにしてされましたので、注意として行っております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 私は、こういうささいなことでもありましたかと聞いているのですよ、最初から。何もないと答弁しているわけ。今になって、私に指摘されてありましたでは、あなたたちは我々をないがしろにしているのか。そんなものではないでしょう。やっぱり議会でこういうふうに私ただしているのだ。通告までして。やっぱり当時の死亡したときだって、悲しみの中にいるのに、4か月机の中に囲われて、4か月後の8か月でそれを支給しているのです。今だって、お産してあっちこっち出て歩けない人にそういうふうなことをすること自体が、あなたたち仕打ちをしていると私は思うのだ。やっぱりちゃんとすぐ対応してやったらいいでしょう。なぜその人の友達が私に来なければならないの。私より六戸の議員のほうへ行けばもっといいものを、私のところへ来ているのです。そういうふうなのを隠さないで、その子供にも厳罰に処すと。だから、私はそういう言葉を使って、あえて質問の中に言葉を入れているのです。あなたたちはそれを見ているわけでしょう。そうやっていて、こんな話だったら全く駄目なのだ。やっぱり私はちゃんとしてもらいたい。そういうことを一言申し上げて終わります。

○議長（小川洋平） 以上で戸来伝議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終了いたします。

に関する条例及び十和田地域広域事務組合特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小川洋平） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告についてから日程第18、議案第11号 十和田地域広域事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び十和田地域広域事務組合特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの報告4件、議案11件を一括上程します。

この際、管理者から提案理由の説明を求めます。

櫻田管理者。

○管理者（櫻田百合子） 令和8年第1回十和田地域広域事務組合議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

報告第1号の消防訓練中の事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分は、令和7年10月22日に発生した消防訓練中の事故に係る和解及び損害賠償の額の決定をしたものであります。

報告第2号の青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についての専決処分は、構成団体である黒石地区清掃施設組合が令和8年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について協議する必要性が生じ、この協議に急を要したため専決処分したものであります。

報告第3号の青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についての専決処分は、構成団体である黒石地区清掃施設組合が令和8年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について協議する必要性が生じ、この協議に急を要したため専決処分したものであります。

報告第4号の十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分は、青森県人事委員会勧告等の内容に準じ、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合、通勤手当の額等について改定する必要性が生じ、この改定に急を要したため専決処分したものであります。

議案第1号の十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、国からの火災予防条例（例）の一部改正の通知を踏まえ、簡易的なサウナ設備に適用する基準の創設及び住宅における火災予防を推進するため、所要の改正を行うためのものであります。

議案第2号の令和7年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。今回の補正は、債務負担行為の補正について、令和8年度学校給食運送業務委託料の見込額を計上いたしました。

議案第3号の令和8年度十和田地域広域事務組合一般会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ8,124万1,000円となっております。歳入の主なものは、構成市町村からの負担金8,123万9,000円、歳出の主なものは議会費455万6,000円、総務費7,638万5,000円を計上いたしました。

議案第4号の令和8年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ19億4,251万3,000円となっております。歳入の主なものは、構成市町からの負担金18億386万8,000円、組合債1億1,500万円、歳出の主なものは消防費18億3,454万5,000円、公債費1億582万9,000円を計上いたしました。地方債については、十和田消防庁舎排水設備等改修、高規格救急自動車及び災害対応車更新、災害用ドローン購入の見込額を計上いたしました。

議案第5号の令和8年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ6億9,270万6,000円となっております。歳入の主なものは、構成市町からの給食費負担金及び教育費負担金6億6,358万6,000円、歳出の主なものは教育費6億9,162万3,000円を計上いたしました。

議案第6号の令和8年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ14億9,470万9,000円となっております。歳入の主なものは、構成市町村からの負担金12億8,970万1,000円、使用料及び手数料8,948万9,000円、財産収入3,292万4,000円、繰入金7,400万円、歳出の主なものは衛生費14億9,204万1,000円を計上いたしました。

議案第7号の令和8年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億9,871万1,000円となっております。歳入の主なものは、構成市町村からの負担金1億9,867万4,000円、歳出の主なものは衛生費8,407万1,000円、施設管理費21万4,000円、公債費1億1,342万6,000円を計上いたしました。

議案第8号の令和8年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ6,678万5,000円となっております。歳入の主なものは、構成市町からの負担金5,986万3,000円、使用料及び手数料692万円、歳出の主なものは衛生費6,628万5,000円を計上いたしました。

議案第9号の令和8年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億1,260万8,000円となっております。歳入の主なものは、受託事業収入1億1,260万6,000円、歳出の主なものは消防費1億1,240万8,000円を計上いたしました。

議案第10号の令和8年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ8,216万9,000円となっております。歳入は、各消防本部からの負担金8,216万8,000円を計上いたしました。歳出の主なものは、消防費7,616万9,000円を計上いたしました。

議案第11号の十和田地域広域事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び十和田地域広域事務組合特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員及び青森県の旅費制度の改正を踏まえ、議会議員及び非常勤職員の費用弁償の見直しについて所要の改正を行うた

めのものであります。

以上、本議会に提案いたしました議案の概要について申し述べましたが、詳細につきましては、その都度ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（小川洋平） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

太田議員。

○1番（太田正幸） 私は、質疑のほうで議会に参加したいと思います。

報告第1号について、借用したビルの階段が破損したという内容ですけれども、そもそも消防訓練のそういった場所、訓練の場所を設定する基準なり、何かそういうものというのはあるものなののでしょうか。

○議長（小川洋平） 消防長。

○消防長（川村博秀） ただいまの質問にお答えいたします。

消防訓練というのは、特別場所を決めたりとか、例えば事前にどの機械等を使うとか、いろんな部分で指定はあるものの、今回はテナントビルで全体を使用するというので、今回は屋上のエレベーターの機械室に上がるところの階段というところで、終われば全てくまなく点検して帰ってくるということになっておりますので、その際に階段を損傷したということになります。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） ありがとうございます。

こういった事故が、今回は人身事故はないようですので、いいのかなと思うのですが、万が一職員に事故がないことを願って、今質問させてもらっていますけれども、こういった事故はほかにこれまでございましたか。

○議長（小川洋平） 消防長。

○消防長（川村博秀） 小さい事故、破損とかはありますけれども、今言った階段の損壊事故とかというのは、今までありません。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） 今回の事故を受けて、今後の対策なり、対応方策なり、ご準備されているものはございますか。

○議長（小川洋平） 消防長。

○消防長（川村博秀） 訓練施設の事前確認において、老朽化等による使用の可否について、施設関係者との確に判断することはもちろんのことですけれども、訓練中においても安全確認を徹底して、安全行動を実践することに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小川洋平） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（小川洋平） これにて質疑を終了いたします。
以上で報告第1号は報告済みとします。
-

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について

- 議長（小川洋平） 日程第5、報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（小川洋平） なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（小川洋平） なしと認めます。
これより採決を行います。
お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。
よって、報告第2号は承認することに決定いたしました。
-

日程第6 報告第3号 専決処分の報告について

- 議長（小川洋平） 日程第6、報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（小川洋平） なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（小川洋平） なしと認めます。
これより採決を行います。
お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。
よって、報告第3号は承認することに決定いたしました。
-

日程第7 報告第4号 専決処分の報告について

- 議長（小川洋平） 日程第7、報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号は承認することに決定しました。

日程第8 議案第1号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部
を改正する条例の制定について

○議長(小川洋平) 日程第8、議案第1号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号 令和7年度十和田地域広域事務組合学校給食
特別会計補正予算(第2号)

○議長(小川洋平) 日程第9、議案第2号 令和7年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号 令和8年度十和田地域広域事務組合一般会
計予算

- 議長（小川洋平） 日程第10、議案第3号 令和8年度十和田地域広域事務組合一般
会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号 令和8年度十和田地域広域事務組合消防特
別会計予算

- 議長（小川洋平） 日程第11、議案第4号 令和8年度十和田地域広域事務組合消防
特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号 令和8年度十和田地域広域事務組合学校給
食特別会計予算

○議長（小川洋平） 日程第12、議案第5号 令和8年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号 令和8年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算

○議長（小川洋平） 日程第13、議案第6号 令和8年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

氣田議員。

○7番（氣田量子） 主な事業の説明の8ページにあるDCS、自動燃焼データ処理装置更新事業について質問いたします。

本事業は、ここにあるとおり、3年間をかけて段階的に更新を行う計画ですが、高額ですよね、かなり。5億円ということで。それで、旧システムと新システムとが混在する期間が1期、2期だと思われるのですけれども、燃焼制御の安全性とか、またデータ連携に支障が出るリスクはないのでしょうか。また、万が一更新作業中に既存システムとの不具合とか不適合とかというものが生じた場合のバックアップ体制について伺います。

○議長（小川洋平） 事務局次長。

○事務局次長（佐々木晴彦） ただいまのご質問にお答えいたします。

DCSは、自動燃焼データ処理装置の更新事業であり、この装置はごみ処理施設の制御を行うもので、タイマーで温度の管理を行ったり、機器全般の制御を行うシステムとなっております。DCSは、2台セットのものとなっております、常に1台がバックアップをしているような状況ですので、交換する際も1台ずつ交換をして、施設を止めることのないように、影響のないように進めてまいりたいと思っています。

交換の際には、施設を止めることもあるのですが、ごみ処理施設のごみの処理に影響がない範囲で施設の稼働を停止して、交換をすることとしております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 氣田議員。

○7番（氣田量子） ありがとうございます。こちら支障がないということで安心いたし

ましたが、これをまず交換、今ということなのですけれども、新しい施設が10年後というふうに今言われている中で、これを今5億円かけて直すわけです。もっと前にやっていたらというふうな話も前回の全協の中でもありましたけれども、こういうシステムとか機器というものは耐用年数というものがあるかと思うので、やはり計画というものをきちんと立てていかないと、こういうふうにまさかこんなに物価高騰するとは思っていなかったと思うのですけれども、きちんと計画を立てて、これからもこういった重要な要のシステムですので、考えていっていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小川洋平） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第7号 令和8年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計予算

○議長（小川洋平） 日程第14、議案第7号 令和8年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第8号 令和8年度十和田地域広域事務組合火葬特

別会計予算

○議長（小川洋平） 日程第15、議案第8号 令和8年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第9号 令和8年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算

○議長（小川洋平） 日程第16、議案第9号 令和8年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第10号 令和8年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算

○議長（小川洋平） 日程第17、議案第10号 令和8年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第11号 十和田地域広域事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び十和田地域広域事務組合特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(小川洋平) 日程第18、議案第11号 十和田地域広域事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び十和田地域広域事務組合特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長(小川洋平) 以上をもちまして今定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和8年第1回十和田地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

誠にご苦労さまでございました。

午後4時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

十和田地域広域事務組合議会議長 小川 洋 平

同 議 員 山 本 実

同 議 員 苫米地 繁 雄

